さいしん

第 44 号

2012 年 4 月 1 日発行

袴田巖さんの再審を求める会　会報

年間会費：3000 円／郵便振替口座番号：00120-3-410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
ゆうちょ銀行 〇一九 店 当座 019-0410592 ／口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
〒 101-0061　東京都千代田区三崎町２－２－１３　三崎信愛ビル 502 号
FAX：０３－３２３８－０７９７
ホームページアドレス：http://hakamada-saishin.org/
E-mail：hakamada.saishin@gmail.com

Free Hakamada Now!!!



袴田巖さんが DNA 鑑定用血液の任意採取に応じました!!

4 月に鑑定結果が出ます!!

3 月 10 日で袴田巖さんは 76 歳。

袴田巖さんの一刻も早い再審を！

この度の東日本大震災で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
共に前進しましょう！！

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト（日本プロボクシング協会公認）
http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。

Contents

○弁護団レポート「袴田巖さんのDNA鑑定で鑑定人尋問実施」「袴田巖さんがDNA鑑定用血液の任意採取に応じました!」「東京家裁が代理権付与の申立てを却下」他　福田……2
○報　告　面会報告　福田……5
○議連ニュース「牧野会長が小川法相に要請書提出」「浅野代表世話人が証拠開示に関する質問主意書提出」　福田……7
○報　告　3・15法務省要請　福田…… 12
○「袴田事件」トピックス「国賠ネット」「狭山集会」「袴田巖さんバースデイ・コンサート」「『とらわれ人の唄』が30年ぶりに後楽園ホールに帰ってきました!」他　福田、江口、他16
○報　告　会計報告の承認について　求める会事務局 19
○活動報告　活動日誌、活動予定、編集後記　求める会事務局 20
○新聞記事集　別冊になります。

Free Hakamada Now!!!

弁護団レポート☆

共同代表・福田勇人

★袴田巖さんのDNA鑑定で鑑定人尋問実施★

静岡地裁は3月1日(木)、2月10日に選任した2人の鑑定人を裁判所に呼び、弁護団・検察官・袴田秀子さん同席のもと、午前10時40分から袴田巖さん本人のDNA鑑定に関する鑑定人尋問を行いました。

尋問終了後、静岡県庁記者クラブで会見した弁護団によると、鑑定事項は次のように決定しました。



鑑定人尋問終了後記者会見にのぞむ西嶋弁護団長と秀子さん

1. 袴田さんの血液型、核DNA型、ミトコンドリアDNA型。
2. 平成23年8月23日付け静岡地裁の鑑定決定に係る各試料から検出されたDNA(各鑑定人が作成した鑑定書を前提とする)は、袴田さんに由来するものか。
3. その他関連事項。

上記鑑定事項2は、要するに昨年12月に判明した「5点の衣類」の白半袖シャツの右肩部分に付着している血液のDNA型が袴田さんのものと一致するかどうかを鑑定するものです。

また、鑑定用試料(口腔内粘膜細胞など)の採取については、2人の鑑定人が東京拘置所に赴き、拘置所の医務官に補助してもらいながら、袴田さんから任意で試料を提供してもらうこととし、任意での試料採取ができなかった場合は、後日強制的な手段で試料採取を行うことになりました。そして、鑑定期間については、試料採取日から1

か月程度とすることも決まりました(その後、裁判所が拘置所と協議し、試料採取の実施日時を3月14日(水)14時とすることが決定しました)。

弁護団の西嶋団長は会見で「今回の鑑定で袴田さんの無実が明らかになると確信する」と述べ、秀子さんも「確実に再審開始に近づいていると思う」と述べました。

★袴田巖さんがDNA鑑定用血液の任意採取に応じました！★

3月14日(水)14時過ぎ、弁護団と検察が推薦した2名の鑑定人が東京拘置所内で試料採取に臨み、袴田さんが任意に血液を提供しました。これで袴田巖さん本人のDNA鑑定が実質的にスタートし、今月中旬には両鑑定人から静岡地裁に鑑定書が提出されることになりました。

血液採取時の詳しい状況はわかりませんが、採取作業を終えた鑑定人と電話で話した弁護団によると、拘置所内の医務室で拘置所の医務官が両鑑定人立会いの下で袴田さんから血液採取を行い、これをDNA鑑定に供することについて袴田さんが同意したため両鑑定人がそれぞれ試料を持ち帰ったとのことです。また弁護団推薦の鑑定人が「袴田さんは元気そうだった」と話していたことも報告されました。

ところで、この日は13時過ぎに弁護団の村崎修・加藤英典・伊藤修一の各弁護人と、再審請求人で保佐人でもある袴田秀子さんも試料採取に立会うべく拘置所を訪れましたが、13時30分過ぎ拘置所の担当者から立会いは認められないとの説明を受け拒否されました。

拘置所のこの措置について弁護団は強く抗議しましたが、前日静岡地裁が拘置所・検察・弁護団に対し、「裁判所は、採取の際、検察官、弁護人及び再審請求人らの立会権を認めてはおりません」などと記載された事務連絡を送付していたこともあり、拘置所による立会い拒否の姿勢に変化はありませんでした。

裁判所がこのような事務連絡を送付したのは、刑事訴訟規則に次のような規定があるからです。

刑事訴訟規則第33条(抜粋)

第3項 決定又は命令をするについて事実の取調をする場合において必要があるときは、法及びこの規則の規定により、証人を尋問し、又は鑑定を命ずることができる。

第4項 前項の場合において必要と認めるときは、検察官、被告人、被疑者又は弁護人を取調又は処分に立ち会わせることができる。

しかし、刑事訴訟規則の上位法令である刑事訴訟法には次のような規定があり、刑事手続きにおける鑑定への弁護人の立会権は明確に認められています。

刑事訴訟法第170条(抜粋)

検察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。

刑訴法170条は鑑定の公正さを担保するうえで不可欠な規定であり、通常審であろうと再審請求審であろうと適正な手続きによって鑑定が行われなければならないことは言うまでもありません。そもそも上記刑訴規則の規定は、裁判所が決定・命令をするに当たって鑑定を命じた場合の弁護人らの立会権について、全面的な裁量権が裁判所にあるわけではないと解釈するのが合理的だと思います。すなわち、弁護人の立会権は刑訴法で保障されているとの前提に立ち、仮に弁護人がその権利を行使せず鑑定への立会いは必要ないと判断し



袴田さんが血液採取に応じたことを確認し拘置所を出る秀子さんと弁護団

た場合でも、鑑定の性質上立会いが不可欠であるとか、手続上の公正さを担保する必要があるなどの点を考慮して、裁判所は半強制的に弁護人を鑑定に立会わせることができるということであって、裁判所にはむしろ鑑定への立会いを積極的に実現させることが求められていると理解すべきではないでしょうか。

にもかかわらず静岡地裁は刑訴規則を都合良く解釈し、鑑定に弁護人を立会わせるも立会わせないも裁判所が決めることだと言わんばかりに、今回の鑑定に関しては弁護人の立会権を認めていないとし、しかもそれを鑑定の前日にわざわざ拘置所に連絡したわけです。

弁護人が今回の鑑定に立会ったところで再審請求の審理や判断に悪影響が及ぶことなど考えられず、拘置所の方で管理上の深刻な問題が生じるおそれもないにもかかわらず、裁判所がこのような事務連絡を拘置所に事前に送付したのは、袴田さんが確定死刑囚であることを重く見た裁判所が拘置所の意向を忖度したからにほかならず、独立を標榜する裁判所のやるべきことではありません。鑑定への弁護人の立会権を積極的に侵害したと言っても過言ではなく大いに批判されるべきだと思います。

ところで、試料採取作業終了後の15時20分ごろから秀子さんは拘置所職員から昨年11月に行われた袴田さんの健康診断の結果などについて説明を受けました。認知症の症状に特に変化はないこと、服薬を拒否していることなども報告されました。

その後村崎弁護士・秀子さん・清水救援会の山崎さんの3人が面会申請をしましたが、16時前に担当職員から「本人が行かないと言っている」と告げられこの日も面会することはできませんでした。袴田さんがDNA鑑定の試料採取に応じたため、面会実現への期待が高まりましたが叶いませんでした。

鑑定への弁護人の立会いが拘置所と裁判所によって妨害されたことは問題ですが、袴田さんの精神疾患の状態からすると試料の任意提出も実現が危ぶまれていただけに、袴田さんが特に抵抗することもなく血液採取に応じてくれたことは大きな成果です。

袴田さんから任意に血液が提供されたことについて弁護団の村崎弁護士は「昨年のDNA鑑定の結果と合わせて、これで『5点の衣類』の捏造がはっきりする。無実の人を死刑にしようとした袴田事件とは何だったのかが明らかになる」と述べ、秀子さんも「とても嬉しい。再審開始に向けて2歩も3歩も前進したと思う」と述べました。Free Hakamada Now！

★東京家裁が代理権付与の申立てを却下★

袴田さんが共有持分を有している土地の処分に関連して保佐人の秀子さんに代理権を付与する必要が生じたことから、秀子さんが東京家裁に申立てていた家事審判事件で、東京家裁は2月28日、申立てを却下する審判をしました。

保佐人に代理権を付与するには、被保佐人(袴田さん)の同意が必要なのですが、袴田さんが一昨年8月以降、誰の面会申込みにも応じていないため意思確認ができず、家裁調査官が面会を試みた際も房から出てこなかったため調査面接を実施することができませんでした。したがって本人の同意が得られていないことを理由に却下されたのです。

こうした状況から弁護団は、袴田さんは事理弁識能力を欠いているとみて、今後、保佐から後見への変更を検討することにしています。もしこの変更が認められた場合には、袴田さんが民法上の責任能力を有していないこと、つまり心神喪失者であることを裁判所が認めたことになります。そうすると、袴田さんが刑事訴訟法479条1項に規定されている心神喪失状態にあることを法務大臣も認めざるを得なくなり、死刑執行停止命令が出される可能性が高まります。また、それでも法務大臣が死刑執行停止命令を出さない場合には、心神喪失状態にある死刑囚に対し死刑執行停止命令を出す義務が法務大臣にはあるとする行政訴訟(義務付け訴訟)を起こせば勝訴する公算は高いと考えられます。

ただし、3年前に袴田さんに保佐開始の審判が

出されたときも、もともとは後見開始の審判を求めていたにもかかわらず、裁判所の政治的・恣意的な判断によって保佐開始にさせられた経緯がありました（本誌23号参照）。したがって今回も後見への変更は簡単ではないと思われます。

★日弁連主催のプレスセミナーで加藤弁護士が講演★

3月2日（金）18時30分から霞が関の弁護士会館で日弁連主催のプレスセミナー「証拠開示の拡充の必要性について －再審事件の証拠開示事例からみる－」が開催されました。袴田事件弁護団からは加藤英典弁護士が招かれ、参加した報道関係者を前に袴田事件における証拠開示の経過などについてプレゼンを行いました。

★京都弁護士会主催イベント「死刑を考える日」で戸舘弁護士が現状報告★

2月11日（土）13時から京都弁護士会で開かれたイベント「死刑を考える日2011 ―あなたなら裁けますか？―」の第1部で袴田事件弁護団の戸舘圭之弁護士が「袴田事件 再審請求の状況」と題して講演しました。第2部では映画『BOX 袴田事件 命とは』が上映されました。■

面会報告

共同代表 福田勇人

2012年2月16日（木）

午前中、袴田秀子さん・清水救援会の山崎俊樹さん・アムネスティインターナショナルの林輝男さんらが東京拘置所を訪れ袴田さんとの面会に臨みました。しかし袴田さんが「用がない」と言っていると拘置所職員から報告を受け面会は実現しませんでした。この日は予め拘置所側に袴田さんの病状に関して質問をしていましたが、「以前と変わらない」との返事だけで、それ以外の質問に対する具体的な回答は一切ありませんでした。

2012年2月24日（金）

午前11時過ぎ、ボクシング協会の新田さんと私の二人で東京拘置所を訪れ、袴田巖さんに面会を申し込みましたが、袴田さんが面会を拒否しました。拘置所職員によれば、袴田さんが「こっちに用はない」と言って出てこないとのことでこの日も姿を見せてはくれませんでした。

いつもと同じく拘置所の決定で面会を許可されなかった私は、「私が面会に来ていることを袴田さんは知っていますか？」と拘置所職員に質問。これに対して職員は、「その月に誰が面会に来たのかについては月末に本人に告知している」と回答しました。これは、法務省の内規で次のように決められているからです。

「被収容者の外部交通に関する訓令」
http://www.moj.go.jp/content/000074529.pdf
第2章 面会
（面会を許さない場合の告知）
第3条　刑事施設の長は，被収容者に対する面会の申出があった場合において，法の規定により面会を許さないときは，被収容者に対し，その旨を告知するものとする。

「被収容者の外部交通に関する訓令の運用について（依命通達）」
http://www.moj.go.jp/content/000074530.pdf
2 面会を許さない場合における告知について（訓令第3条関係）
訓令第3条に定める告知は，面会を許さなかった日及び相手方の氏名について行うものとすること。ただし，告知に当たりその者の氏名を告げることにより実質的に面会の目的が達成されてしまうような場合には，氏名を省略して告知して差し支えないこと。

拘置所がどのような方法で袴田さんに告知しているのか、袴田さんがその告知をきちんと聞いているのか、そして告知の内容を理解しているのか

などはよくわかりませんが、いつ誰が面会に来たのかについて拘置所は規則に従って毎月末袴田さんに告知しているようです。

差し入れは『ボクシング・マガジン』と『ボクシング・ビート』の3月号、それにフリージアの花束。

2012年3月9日(金)

午後から秀子さん・清水救援会の山崎さんが拘置所で袴田さんとの面会に臨みましたが袴田さんの面会拒否で実現せず。

2012年3月13日(火)

午前中、秀子さんと本会平野さんが拘置所で袴田さんに面会を申し込みましたが、この日も袴田さんは面会拒否。

2012年3月14日(水)

弁護団レポート(3ページ)参照。

2012年3月15日(木)

午前中、秀子さん・アムネスティの林さんほか支援者数名が東京拘置所を訪れ袴田さんとの面会に臨むも本人が拒否し面会ならず。

2012年3月16日(金)

午前11時過ぎ、ボクシング協会の新田さん、ライターの渋谷さんと私の3人で東京拘置所を訪れました。渋谷さんと私はいつものように「拘置所の決定で面会は認められない」とのことで不許可。面会すること自体は拘置所が許可している新田さんも、職員から「何度か説得してみたが本人が出てこない」と告げられ、面会は実現しませんでした。なお、袴田さんへの面会申込みを拘置所が許可しなかった場合の本人への告知は口頭で行なっているとのことです。

差し入れは『ボクシング・マガジン』『ボクシング・ビート』の4月号と花束。

3月14日に行なわれたDNA鑑定用の血液採取時に、鑑定人が袴田さんと会いました。拘置所関係者以外の人が袴田さんに実際に会うことができたのは、一昨年8月に秀子さんと議連牧野会長が面会して以来1年7か月ぶりのことです。鑑定人によると「元気そうだった」とのことで一安心ではありますが、血液採取後に拘置所が秀子さんに説明したところによると服薬拒否も続いているようです。3月10日で76歳になった袴田さんの健康状態について楽観は禁物です。■



拘置所前で面会申請の様子を報告する新田さん(先月16日)



Free Hakamada Now!!!

RISE UP!!

This collage is made by zan from the music album jacket "RISE UP" by Thomas Mapfumo & The Blacks Unlimited.

「袴田巖死刑囚救援議員連盟」ギレンニュース
共同代表・福田勇人

★牧野会長が小川法相に要請書提出★

3月8日(木)午後、袴田救援議連の牧野聖修会長が参院議員会館内の小川敏夫事務所で小川法務大臣と面会し、「袴田巖死刑囚の刑の執行停止と釈放に関する要請書」(11ページ参照)を手渡しました。袴田救援議連では法務大臣が交代するたびに牧野会長らが袴田さんの刑の執行停止や早期釈放などを大臣に直接要請する活動を継続してきました。今回もそれに倣い、今年1月に就任した小川法相に面会を求め実現したものです。

★浅野代表世話人が証拠開示に関する質問主意書提出★

浅野貴博代表世話人は昨年12月7日、「刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問主意書」を提出しました（下記参照）。これに対し政府は野田佳彦首相名で同月16日に答弁書を提出しました(9ページ参照)。

この答弁書では刑事再審請求審で裁判所が証拠開示命令を出した事例は承知していないとしていますが、いわゆる日産サニー事件では1992年3月23日に福島地裁いわき支部が出した再審開始決定の中で証拠開示命令が出された事実が記載されており、2005年6月8日開催の衆院法務委員会でも最高裁の当時の刑事局長がそうした事実があったことを認めています。つまり、今回浅野代表世話人が出した質問主意書に対して政府(法務省)はよく調べもせず、あるいは何らかの意図をもって事実と異なる答弁書を作成したことは明らかで、この点は再度質問主意書を提出するなどして問いただす必要があります。■

平成二十三年十二月七日提出
質問第一一八号

刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問主意書

提出者　浅野貴博

刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問主意書

本年十一月三十日、いわゆる福井女子中学生殺人事件に関連し、名古屋高等裁判所金沢支部は再審開始決定を下した。右に加え、過去に再審無罪判決が確定した多くの事件では、検察官が開示したいわゆる公判未提出証拠が決定的な役割を果たしたと言われている。右を踏まえ、刑事再審請求事件における証拠開示に関し、以下質問する。

一　再審請求審において、これまで裁判所が検察官に対し、証拠開示命令を発した事例はあるか。あるのなら、すべての事例について当該命令の概要並びにそれに対して検察官が取った対応を明らかにされたい。

二　現行刑事訴訟法（昭和二十三年七月十日法律第一三一号）が施行されてから、法務省・検察庁は、再審請求審における証拠開示に関し、訓令や通達、指示等を発したことがあるか。あるのなら、そのすべての文書名及びその内容を明らかにされたい。

三　法務省・検察庁は、いわゆる「全面証拠開示」及び「検察官手持ち証拠リストの開示」の法制化には消極的なスタンスでいると思料するが、その理由は何か。通常審の場合と再審請求審の場合とに分けて、その理由を具体的に明らかにされたい。

四　二〇〇四年五月二十八日に刑事訴訟法の一部が改正され、公判前整理手続が導入されたことに伴い、通常審での証拠開示について一定の請求権が保障されることとなったが、その立法趣旨及び刑事訴訟法の目的に照らし、これと同等の請求権が再審請求審でも保障されて然るべきと考える。右に対する政府の見解如何。

五　公益の代表者たる検察官は、被告人及び有罪の言渡を受けた者に有利な証拠（いわゆる無罪証拠）が存在する場合、公平・公正な裁判の実現のために自ら進んでそれを開示する倫理的義務を負うと考えるが、政府の見解如何。

六　検察等の捜査機関が税金と公権力を使って集めた証拠は、真相解明という正義を実現するための『公共の財産』であって、検察官が有罪判決を取るために恣意的に利用できる性格のものではなく、検察官が自由に処理できる物ではない旨の指摘が、昨今、多くの報道機関や有識者等からなされていると承知するが、右に対する政府の見解如何。

右質問する。

平成二十三年十二月十六日受領
答弁第一一八号

内閣衆質一七九第一一八号
平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田佳彦

衆議院議長 横路孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出刑事再審請求事件における証拠開示に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のような事例は承知していない。

二について

御指摘のような「訓令や通達、指示等」は承知していない。

三及び四について

検察官による証拠開示については、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十二号）において、検察官が取調べを請求した証拠について被告人又は弁護人に開示することはもとより、その証明力を判断するために重要であると認められる一定の類型の証拠や、被告人又は弁護人が明らかにした主張に関連すると認められる証拠についても、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合には、開示の必要性の程度と開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、開示をしなければならないこととされ、また、いわゆる検察官手持ち証拠の標目については、証拠開示について争いが生じた場合において、裁判所が、裁定をするに当たって、

必要があると認めるときは、検察官に対し、その指定する範囲に属する証拠の標目を記載した一覧表の提示を命ずることができるとされるなど、証拠開示により弊害が生じることの防止に配慮しつつ、その範囲が拡充されるなどした。

これにより、検察官は、争点の整理や被告人の防御の準備のために必要かつ十分な証拠の開示をすることとなったものであり、御指摘の「全面証拠開示」を内容とする制度を導入することについては、関係者の名誉・プライバシーの侵害、罪証隠滅、証人威迫等の弊害が生じる場合があることや、国民一般から捜査への協力を得ることが困難になるおそれがあるなどの問題があり、慎重に検討する必要があると考えている。

また、御指摘の「検察官手持ち証拠リストの開示」を内容とする制度を導入することについても、関係者の名誉・プライバシーの侵害の弊害等同様の問題があるほか、その必要性、合理性についても考慮し、慎重に検討する必要があると考えている。

そして、再審請求事件において、御指摘の「全面証拠開示」や「検察官手持ち証拠リストの開示」を内容とする制度を導入することについても、やはり関係者の名誉・プライバシーの侵害の弊害等同様の問題があり、また、再審請求事件の手続に通常の刑事裁判手続における証拠開示制度と同等の制度を導入することについては、再審が通常の刑事裁判手続を尽くして確定した有罪判決を覆す非常救済手続であり、再審請求事件の手続が公判手続と異なる構造を有していること等をも踏まえる必要があることから、いずれも慎重な検討を要するものと考えている。

五及び六について

具体的な事案において個々の証拠が「被告人及び有罪の言渡を受けた者に有利な証拠（いわゆる無罪証拠）」に当たるかについては、他の関係証拠の内容等によるところがあり、一概に判断することはできないと考えられるところ、検察官は、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）に基づき、公益の代表者として、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）を含む他の法令がその権限に属させた事務を行っており、厳正公平、不偏不党を旨として、誠実に職務を行い、事案の真相を明らかにすべき立場にあり、刑事事件における検察の訴訟活動は、証拠開示を含め、刑事訴訟法の規定等に基づいて適正に行われているものであって、御指摘のように、検察官が証拠について「有罪判決を取るために恣意的に利用」するなどということはないものと承知している。

2012年3月8日

法務大臣　小川敏夫　殿

袴田巖死刑囚救援議員連盟会長 牧野 聖修
代表世話人 漆原 良夫
代表世話人 浅野 貴博

袴田巖死刑囚の刑の執行停止と釈放に関する要請書

2010年4月の発足以来、当議員連盟は人道的見地から、心神喪失状態にある袴田死刑囚の刑の執行停止と早期釈放及び入院措置を法務大臣に再三要請して参りました。しかし未だその実現に至っていないことは誠に残念であります。

昨年1月には袴田死刑囚の再審請求を支援している日弁連が、刑の執行停止と適切な医療措置を求める勧告書を法務大臣に提出したほか、来日した英国の国会議員からも政府に対し同様の要請がなされており、袴田死刑囚の処遇改善や早期釈放を求める声は国内のみならず海外からも寄せられております。

そして昨年12月、最新の技術によるDNA鑑定によって、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる衣類に付着していた血液は被害者のものではないことが判明し、もはや袴田死刑囚を有罪とする根拠は失われております。

袴田死刑囚は無実の罪で45年以上自由を奪われ、死刑執行の恐怖によって精神に異常を来してしまっていることを踏まえれば、これ以上袴田死刑囚を拘束し続けることは正義に反すると言わざるを得ません。

そこで当議員連盟は総意を以って法務大臣に対し、刑事訴訟法479条1項に基づき袴田死刑囚の刑の執行停止を命じ、適切な治療を施すために早期に釈放すること、もしくは同法442条但書に基づき今次再審請求の判断がなされるまで、静岡地方検察庁の検察官が刑の執行を停止するとともに拘置の執行をも停止して直ちに釈放への手続きを開始するよう検事総長を指揮することを再度強く要請するものです。

今月10日に76歳を迎える袴田死刑囚に残された時間は長くありません。法務大臣には上記要請の趣旨をご理解いただき、一刻も早い決断を期待する次第であります。

Free Hakamada Now!!!

3・15法務省要請

共同代表　福田勇人

袴田さんがDNA鑑定用の血液を任意に提出した翌日3月15日(木)午後、2008年から袴田さんを「危機にある個人」と認定し今年から支援活動を本格化させている国際人権擁護団体アムネスティ・インターナショナル日本の若林秀樹事務局長らが、アムネスティ議員連盟会長の今野東参院議員とともに法務省を訪れ、昨年12月から約3か月間で集めた最高検宛の署名1538筆と要請書(14ページ参照)を稲田伸夫刑事局長に手渡しました(署名用紙は本誌前号に同封しました)。

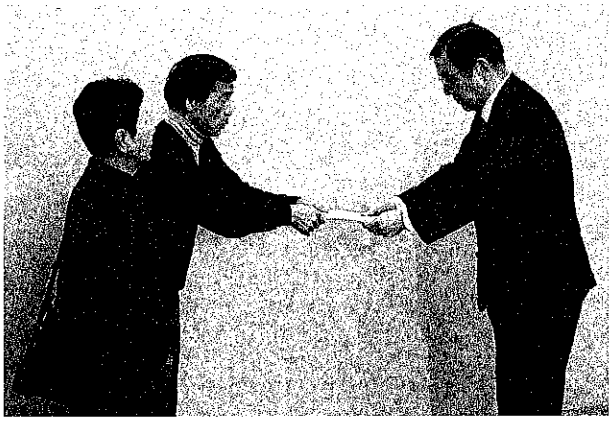


署名を提出する若林事務局長(左)と稲田刑事局長

我々袴田さんの支援団体(東京・救う会・浜松・救う会・本会)と秀子さんも今回の要請に参加し、支援団体連名の小川法相宛要請書(15ページ参照)を稲田局長に提出しました。

その後、各参加団体の代表は稲田局長に対し要請事項(国際基準に基づく公正な再審の早期開始・早期釈放・外部医療施設での適切な治療の実施・証拠の全面開示等)や袴田さんへの想いを伝え、秀子さんも袴田さんと1年半以上面会できていない現状について説明しました。また、アムネスティ日本で死刑廃止を担当している林輝男さんは、アムネスティ国際事務局が出した声明や世界各国での支援活動について説明したあと、刑訴法479条1項にある心神喪失状態の判断基準などについて質問しました。

これに対し稲田局長は、要請事項は早々に最高検幹部・法務大臣・矯正局長に伝えることを約束し、林さんの質問には、関係部署からは従来から判例で決まっている基準に則ってきちんと対応していると聞いていると回答しました。さらには、浜松の支援者寺澤さんが、一昨年千葉元法務大臣の指示で実施された精神鑑定の結果を保佐人である秀子さんに開示してほしいと訴えたところ、稲田局長は管轄外を理由に明確な回答を避けました。



稲田刑事局長に要請書を手渡す寺澤さん

要請行動終了後は20階の法務省記者クラブに移動し記者会見を行い、要請の趣旨や要請時の様子を説明・報告しました。さらには記者クラブに加盟していない報道関係者のために法務省前でも記者の質問に応じました。会見で秀子さんは前日拘置所で行なわれた袴田さんの血液採取について聞かれ、「巌が採取に応じてくれてとても嬉しかった」と述べました。



法務省前で記者の質問に答える秀子さんら

今後もアムネスティは袴田さんの支援活動に力を注ぐ予定で、今年7月から12月にかけて「全国スピーキング・ツアー2012」を開催し、秀子さんとともに国内5か所を回りながら袴田さんの支援を訴えることにしています(詳細は本誌次号に掲載予定)。

なお、昨年来日した英国上院議員のアルフレッド・ダブス氏が秀子さん宛に書いた手紙がアムネスティ日本に届き、訳文とともにこの日秀子さんに渡されました(下記参照)。■



アムネスティ・スペイン支部が作ったポスター

英国上院議員アルフレッド・ダブス氏から、袴田ひで子さんへの信書

2012年1月19日

袴田 ひで子 様

拝啓
以前、東京でお会いしたことをご記憶でしょうか。

早速ですが、袴田巖氏の再審開始を認めることにつながる、新しいDNA鑑定の可能性があると聞きました。たとえ、そのDNA鑑定の証拠が決定的ではないとしても、長期の拘禁と死刑囚生活を考えますと、袴田さんの釈放につながる説得的な証拠が存在するものと、強く信じています。

袴田さんを直ちに釈放することが、日本の当局にとって正しい道であるという強い思いを、世界は持っています。この特異な事件によって、日本は世界から信望を得ることはできません。

これまでのひで子さんのご苦労が必ず報われますことを、切にお祈りしています。この手紙は、ふさわしいと思われる方法で、どの様にもご活用ください。

アルフレッド・ダブスより

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL.03-3518-6777／FAX.03-3518-6778／info@amnesty.or.jp／http://www.amnesty.or.jp/

AMNESTY INTERNATIONAL
アムネスティ・インターナショナル日本

2012年（平成24年）3月15日

最高検察庁検事総長
笠　間　治　雄　　様

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本
理事長　藤田真利子
事務局長　若林秀樹

袴田事件

国際人権基準に基づく再審の早期開始を求める要請文

アムネスティ・インターナショナルでは、2008年より、袴田巖氏を「危機にある個人」と認定し、世界各国で支援活動を行ってきました。そして今回、アムネスティ日本は、重大な転機を迎える袴田事件の再審の早期実現を求めて、昨年12月6日より3ヶ月間、最高検察庁に再審の早期開始を求める署名を呼びかけました。その結果、合計1,538名分の署名が集まりました。

検察庁が、司法における適正な国家刑罰権の行使を担う機関であることに鑑み、袴田巖氏の第二次再審請求の審理に関して、検察庁に対して、私たちは以下の要請を致します。

・袴田巖氏に対する再審を、公正な裁判の国際基準を満たす手続にのっとって実施すること
・そのために、再審請求の審理において、証拠の開示に協力すること
・再審開始の決定がなされた場合には、即時抗告をせず、速やかな再審の実現に協力をすること
・取調べにおける拷問と虐待の事実や、効果的な法的支援を受ける権利を侵害されたとの袴田氏の主張に対し、検証に努めること

3月10日に誕生日を迎えた袴田巖氏は、現在76才と高齢であり、また深刻な精神状態にあるとの報告もあります。この点を十分に考慮して頂き、上記の要請実現に向けて、最高検察庁が、適切な監督・指揮権を行使することをお願い致します。

7F 2-12-14 Seika Bldg. Kandaogawa-machi, Chiyoda-ku, Tokyo 101-0052
+81-3-3518-6777 (Tel.)/ +81-3-3518-6778(Fax.)　http://www.amnesty.or.jp/
Amnesty International Japan

２０１２年３月１５日

法務大臣　小川　敏夫　殿

要　請　書

袴田巖さんの７６回目の誕生日に際して

静岡地裁で第２回公判から袴田さんを裁く立場で関わった元裁判官の熊本典道さんは、公判冒頭から「私は事件とは一切関わりありません」と訴える袴田さんを見て、その公判が終わった直後、当時の石見裁判長に「私たちが裁かれているようですね」と語ったそうです。

３月１０日は袴田巖さんの７６歳の誕生日でした。袴田さんは３０歳の夏に逮捕されて以来、これで４６回の誕生日をすべて獄中で迎えたことになります。私たちは改めて、過ぎ去った歳月の長さと、無実の罪で死刑判決を下された袴田巖さんの苦しみ、死刑執行の恐怖を思い知らされます。

一日平均１２時間以上も行われた拷問とも言える警察の異常な取調べがなければ、袴田さんを犯人に仕立て上げることはおよそ不可能でした。事件から１年２ヵ月後に発見された、いわゆる、５点の衣類のズボンは袴田さんには小さすぎました。

袴田巖さんは無実です。明らかに誤った裁判の犠牲者です。袴田巖さんが無実であることは、これまでの裁判の過程で弁護団が提出した証拠からも、ＤＮＡ鑑定の結果からも明らかです。

袴田巖さんの７６歳の誕生日に際して、獄中の袴田巖さんの苦しみを思うと、私たちは心から祝福することなどできません。一日も早く「おめでとう」と言える日が来ることを切に望み、国民の人権擁護に責任を持つ貴殿に対し、以下の要請を致します。

1　千葉元法務大臣の指示によって実施された死刑囚への精神鑑定のうち、袴田巖さんの鑑定結果を保佐人の袴田ひで子さんに開示することを求めます。
2　刑事訴訟法 479 条に基づき速やかに死刑執行停止命令を発することを求めます。
3　拘置所外部の医療機関に移送し適切な治療を施すよう東京拘置所長に指示することを求めます。
4　袴田巖さんの心身の健康状態と診療内容の詳細を保佐人および保佐人を補佐する医療専門家に定期的に報告するよう東京拘置所長に指示することを求めます。

浜松　袴田巖さんを救う会　会長　渥美邦夫
袴田巖さんを救援する静岡県民の会　代表　鈴木　昇
袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会　代表　楳田民夫
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会　代表　門間正輝
袴田巖さんの再審を求める会　共同代表　福田勇人
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会　委員長　新田渉世

「袴田事件」トピックス

★2/25 国倍ネットワーク交流集会に参加してきました★

江口良子

国倍ネットワークとは、冤罪裁判を闘っていた当時の被告・支援者達が無罪確定後に国家賠償請求裁判に進んで行った時に作られたネットワークとして始まった経緯を経て、その後さまざまな国賠を闘うグループが参加して活発な活動を展開しています。その交流集会に当会メンバー３名で参加しました。

集会は会員総会に続いて各国賠裁判を闘う人々・グループからの報告が続きました。

そして、次に前田裕司弁護士の講演「冤罪国賠裁判における証拠開示」が行なわれました。前田弁護士は、富山(氷見)冤罪事件<注>・国賠裁判弁護団(代理人)の代表で、その講演の中で強調されたのは、冤罪を防ぐためには、まず何よりも刑事裁判の段階での証拠開示が基本であり、その上で国賠裁判があるということでした。

前田弁護士からは、証拠開示の実務的方法が詳しく説明され、袴田巖さんの再審実現(刑事裁判)を支援している私達にとってもたいへん勉強になる内容でした。

以下、簡単にですがお知らせしてみます。

○刑事事件における弁護人の証拠開示請求権として、裁判員裁判に先立ち「公判前整理手続」が導入され、その規定により弁護人の「証拠開示請求権」が初めて認められた(刑事訴訟法316条と同316条の20)。

○民事訴訟(国賠等)における証拠開示の方法

裁判所を経由して文書提出を求める方法として

文書送付嘱託(民事訴訟法226条)

文書提出命令の申立(民事訴訟法221条)

○検察に対する証拠開示請求以外の入手方法

弁護士紹介(弁護士法23条の2)

裁判所に対する公務所紹介

裁判所に対する文書取寄せ請求

情報公開法及び情報公開条例による入手

更に講演のレジメ・資料の中で、捜査機関が捜査過程で作成する書類として札幌弁護士会による捜査関係書類の一覧表(全16ページ)を集会参加者に提供してくださいました。この一覧表は、札幌弁護士会が元警察官、検察官の弁護士などの協力を得て作成したものだそうです。

袴田弁護団でも袴田さんの無実を明らかにしていくための証拠探しとして弁護士紹介も活用されたと聞いています。

袴田弁護団にも証拠開示班があって、当会の共同代表の一人である福田さんが参加して活躍しています。福田さんよりその作業過程や結果等の報告を聞く機会が時折あります。証拠開示請求をしていく際には、検察側に実際どのような証拠が存在するのか(まさに隠匿されている)を探し当てていくという作業があらゆる努力を惜しまず日々続けられてきました。その大きな努力が結実したものとしてこれまで450位の証拠が検察側から出されてきました。その多くの証拠の分析をしていく作業も今後の課題だそうです。そして、まだまだ検察側に隠匿されている重要な(袴田さんの無実を証明する)証拠を開示させていく作業＝闘いが必要です。

<注>富山(氷見)冤罪事件とは

2002年に富山県氷見市で起きた強姦事件、同未遂事件で逮捕・起訴された柳原さんが懲役3年の有罪判決で服役させられた。釈放後の2006年になって、別の容疑により逮捕された男性がこの事件の真犯人だったことが判明。富山地検は異例の再審を請求後2007年4月に検察・弁護側双方が無罪判決を求めるが開始され、その年の10月に無罪判決確定。

★狭山事件第３次再審闘争勝利・埼玉集会 参加報告★

平野君子

３月９日（金）、18時30分より、さいたま市「ときわ会館」で、浦和地裁「死刑判決」48カ年糾弾！狭山事件第３次再審闘争勝利・埼玉集会に秀子さんと清水救援会の山崎さんが招かれ、約250名の参加者を前に特別報告をしました。

３月11日は、石川一雄さんが浦和地裁から死刑判決を受けた日で、毎年浦和で集会が開かれています。昨年は丁度東日本大震災が起きて大変だったそうですが、40名の参加で開かれたそうです。

秀子さん：午前中、巖の面会に行ったが『関係ない』と言って独房から出てこなくて、面会出来なかった。30才のときから46年間東京拘置所にいるが、未決のときは大変元気で、私たちが言葉をはさむ余地がないほどで、うんうんとうなずくだけだった。死刑判決の後、弱音を吐くようになり、だんだんおかしくなってきた。以前２年位面会できたが、ここ１年半位面会出来ない。DNA鑑定のことなど、わからなくてもよいから話をしたい。長い裁判になりますが、よろしくお願いします。

山崎さん：「袴田事件の争点と第２次再審の現状」について、カラースライドを使って、５点の衣類の味噌漬け実験の報告など、わかりやすく説明されました。

袴田巖さんのDNA鑑定は山場に来ています。３月14日（水）に、弁護側、検察側それぞれ推薦の鑑定人の立ち会いのもと、「健康診断」と説明して東京拘置所の医務官が巖さんから採決しました。

約１ヶ月位で結果が出ますので、無実の証明に大きく前進しました。

今、志布志、富山、足利、布川など、有利な条件が出ています。狭山事件も袴田事件も大きく動いています。勝負の年です。

最後に集会決議を採択し、団結ガンバローを唱和しました。

★「袴田巖さんバースデイ・コンサート～実姉・ひで子さんをかこんで」に参加しました★

共同代表・校條　実

３月10日、埼玉県所沢の「音楽空間★Ad-Live」にて、無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会主催の「袴田巖さんバースディ・コンサート～実姉・秀子さんをかこんで～」に参加してきました！

この日は袴田巖さんの７６歳の誕生日。姉の袴田ひで子さんを囲んで、巖さんの幼い時期から逮捕される前までの写真がステージバックのスクリーンに映し出され、ひで子さんが写真をひとつひとつ説明され、袴田巖さんの人となりを知る貴重な場となりました。そして、本当に袴田さんご一家がこの冤罪に寄って苦労されたことが、ひで子さんの口より語られました。冤罪は、冤罪を受けた本人はもちろん、その家族をも苦悩に陥れるということも改めて忘れてはいけないと思いました。

大きなバースディケーキに灯をともし、参加者皆で「ハッピーバースディ巖さん」を唱和。本当に複雑な思いが胸の中をよぎる誕生日の歌となりました。

その後、アムネスティ死刑廃止担当の林輝男さんの報告や英国ダブス上院議員、袴田巖死刑囚救援議員連盟の牧野聖修会長や福島みずほ社民党党首からのメッセージが紹介されました。

後半は救う会の門馬ゴスペルファミリーに寄る心温まるミニコンサート。そして、巖さんが事件に巻き込まれてから歌も歌わなくなったというひで子さんが、DNA鑑定の結果が出て「肩の荷が下りた」と、サプライズで「月の砂漠」を歌ってらっしゃいました。本当は歌うことは好きと。

最後にWe shall overcomeをみんなで歌って、バースディ・コンサートを締めくくりました。

普通の集会とは違う素晴らしい心のこもった会になりました。このコンサートの様子は「救う会」のブログにありますので、ぜひご覧下さい！

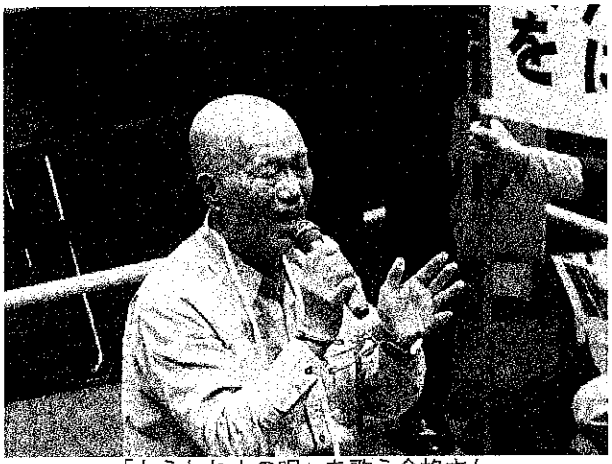
http://blogs.dion.ne.jp/hakamadaiwao_sukukai/archives/10667480.html

Free Hakamada Now!!!

★「とらわれ人の唄」が30年ぶりに後楽園ホールに帰ってきました！★

共同代表・福田勇人

昨日後楽園ホールで行われたプロボクシングイベント「トクホンダッシュエアロ第88弾」(主催：真闘ボクシングジム)で、2月25日のブログに書いた合格さんが試合のインターバルの時間にリングに上がり「とらわれ人の唄」を熱唱しました！



「とらわれ人の唄」を歌う合格さん

この歌が後楽園ホールで歌われるのは故大石日出男さんがレコード発売当時の1982年に歌って以来恐らく30年ぶりのことです。自前の囚人服に両手錠・腰縄をつけて登場し、獄中にいる袴田巌さんになりきって歌う合格さんの姿に観客の皆さんはちょっと驚かれたようでしたが、袴田さんを何とか救いたいという大石さんや合格さんの想いは伝わったのではないかと思います。

ホールのロビーではチャリティーTシャツや「とらわれ人の唄」のレコードなども販売しました。真闘ジムの佐々木隆雄会長も大きな声で来場者に支援協力を訴えてくれました。その甲斐あってTシャツ16枚の売上げ32,000円とカンパ2,000円、合計34,000円を皆さんからいただきました。収益金は支援活動に使わせていただきます。ご協力いただいた皆さん、どうもありがとうございました！



30年前にビクターレコードから発売された「とらわれ人の唄」のジャケット



朝日新聞1981年12月28日記事

友の無実訴え、リングで絶唱

二十七日夜、東京・後楽園で行われたプロボクシングの試合前のリングで、プロボクサーの歌手、大石日出男さん(50)＝写真＝が、ファン約二百人がじっと聴き入り、無実を訴える「死刑囚」を励ます大きな拍手がわいた。全日本ボクシング協会(金平正紀会長)は今後も、ボクシング界あげて支援運動を広めることにしている。

袴田・元被告は四十一年、強盗殺人罪などで静岡県清水市で起きた一家四人惨殺、放火事件の犯人として昨年秋、最高裁で死刑判決を受け、今年四月に静岡地裁に再審請求した。

大石さんは袴田・元被告とプロ時代からの友人。かつて全日本ライト級一位にランクされたことがあり、二年前、歌手に。作詞したのは、静岡県内在住の日本作詞家協会員、三浦健さん(52)。同県出身の元プリーダーナリスト西村昌記さんが、袴田・元被告の無実を証明するため調査、救援活動をしているのを知って作り、新進の内坂寺登さんが作曲した。



来場者に支援を呼びかける合格さん（右）

★袴田さんの手に届きますように!!★

荒井

絵ハガキ、カード等で、袴田さんに、手紙を書いています。

“祈っています”とだけ書いて送っています。

今日、3月29日の夕刊“死刑執行”の記事を読み、絵ハガキを駅まで、約往復1時間歩き投函しました。袴田さんの手に届きますように!!

袴田さんの住所
124-0001
葛飾区小菅1－35－1－A 東京拘置所内
袴田巖様

■

お詫び：2010年11月20日から2011年2月11日まで配布しておりました当会のリーフレットに一部「画像抜け」の誤りがありました。（五点の衣類の白シャツの部分）お詫びいたします。新しいリーフレットをご希望の方は、お名前、ご住所、数量をご連絡下さい。お送りいたします！

会計報告の承認について

求める会事務局

前号のさいしん43号にてご報告させていただきました2011年会計報告につきまして、2月末日までに異議がございませんでしたので、これをもって承認とさせていただきます。会員の皆様、よろしくお願いいたします。

袴田巖さんが自由の身になるまで、再審がなされるまで、共に頑張りましょう！ FREE HAKAMADA NOW!! ■

袴田巖再審支援Ｔシャツ通販サイト

（日本プロボクシング協会公認）

http://www.free-hakamada.com

支援Ｔシャツの収益は、全て日本プロボクシング協会 袴田巖支援委員会と支援団体に寄付されます。がんばれ！ Free Hakamada Now !!









元WBC世界フライ級王者・内藤大助氏、元世界2階級（WBCバンタム級、同フェザー級）王者・長谷川穂積選手

活動報告

2/14　報道関係者との打合せ（新宿・グッドタイムス）
2/16　バースデー要請行動打合せ（新御茶ノ水・アムネスティ事務所）
2/24　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
2/24　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
2/25　国賠ネットワーク交流集会参加（水道橋・スペースたんぽぽ）
2/29　書籍出版打合せ（八丁堀・部落解放同盟本部）
3/1　鑑定人尋問取材＆記者会見参加（静岡・県庁記者クラブ）
3/1　牧野議員事務所へ現状報告（静岡・牧野聖修事務所）
3/1　弁護団証拠開示班会議参加（巣鴨・村崎法律事務所）
3/2　日弁連プレスセミナー参加（霞が関・弁護士会館）
3/4　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
3/8　事件関係者事情聴取（巣鴨・ルノアール）
3/9　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
3/9　狭山事件集会参加（浦和・ときわ会館）
3/10　東京救う会バースディコンサート参加（所沢・アドリブ）
3/13　弁護団勉強会＆弁護団会議参加（霞が関・弁護士会館）
3/13　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
3/13　真闘ジム興行リングアピール打合せ（田端・真闘ジム）
3/14　袴田さんDNA鑑定試料採取取材（小菅・東京拘置所）
3/15　法務省要請行動参加（霞が関・法務省）
3/16　袴田さんに面会申込（小菅・東京拘置所）
3/18　真闘ジム興行リングアピール打合せ（巣鴨・村崎法律事務所）
3/19　ビラ印刷作業（横浜・かながわ県民センター）
3/19　真闘ジム興行でリングアピール＆Tシャツ販売（水道橋・後楽園ホール）
3/21　書籍出版打合せ（水道橋・花伝社）
3/23　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
3/25　ボクシング関係者と打合せ（向ケ丘遊園・ジョナサン）
3/29　ボクシング協会支援委員会参加（水道橋・デニーズ）
4/1　『さいしん』44号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

活動予定

求める会

4/15　求める会定例会（巣鴨・村崎法律事務所）
6/3　『さいしん』45号発送作業（横浜・かながわ県民センター）

その他の団体

4/8　ゴビンダさん支援集会（渋谷・金属労働会館）
4/9　ボクシング関係者要請行動（静岡・静岡地裁）
4/13　ボクシング協会支援委員会主催セミナー（水道橋・後楽園ホール展示会場）
4/23　弁護団勉強会＆弁護団会議（静岡・弁護士会館）■

カンパのお願い

☆会では活動資金が必要です。★
★どうぞカンパにご協力下さい。☆
☆ボーナスカンパ大歓迎！★



郵便振替口座番号：00120-3-410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
または
ゆうちょ銀行 〇一九店（ゼロイチキュウ店）
当座　019-0410592
口座名称：袴田巖さんの再審を求める会
※「巖」は「厳」でも大丈夫です。

訂正：前々号「さいしん42号」の3ページ目右側の文章の最後のところが「そのためには私たち支援者も弁護団を強力に」…と、尻切れトンボになっていました。残りの部分は「バックアップしなければならないでしょう。」でした。

編集後記　精神状態が心配された袴田巖さんがDNA鑑定用の血液採取に応じてくれたのが前進！結果が今月中に出るということで、いよいよ第2次再審も山場を迎えました。しかし、まだ油断できないというのが、どうして？と歯がゆい。袴田巖さんは76歳の誕生日も東京拘置所の独房で迎えてしまった。なんとしてもいろんな方の力を結集して一刻も早い袴田巖さんの再審を望む。それがこの国の未来に必要と思う。袴田巖さんは今も尚、頑張っている！ Free Hakamada Now ！■
（ペンネーム zan）

※会員募集！！作業等お手伝いできる方いらっしゃいませんか。年会費（会報あり）三〇〇〇円、会報年間購読のみ二〇〇〇円

25 静岡 静岡中 2012年(平成24年)2月20日(月) 毎日新

「袴田事件」支援の輪 海外へも

スペイン、豪で ポスター

1966年に4人が殺された「袴田事件」で、無実を訴えている袴田巌(いわお)死刑囚(75)を支援するポスターを、国際人権団体「アムネスティ・インターナショナル」のスペイン、オーストラリア支部が昨年、相次ぎ作製した。袴田死刑囚の姉、秀子さん(79)は、「海外へも支援の輪が広まり非常にありがたい」と話している。【平塚雄太】



アムネスティ・インターナショナルのスペイン支部が作ったポスター。背景は「袴田さんを釈放せよ」などと書かれた紙を持つ約250人の支援者=アムネスティ・インターナショナル日本支部提供

同団体日本支部によると、ポスターを作ったのは10年の英国支部が最初で、今回は2、3例目。各国の人権侵害の例を調べているロンドンの同団体事務局が08年、袴田事件を各国支部に紹介。死刑廃止運動に熱心なスペイン、豪州の各支部が関心を示し、支援を始めた。

スペイン支部は縦3メートル、横2・5メートルのポスター1枚を作り、昨年12月に同国の日本大使館に届けた。豪州支部は昨年9月に作り、袴田死刑囚の死刑停止を求める署名を集める際、支部員がポスターを持ち署名を呼びかけた。日本支部はホームページ上で、公正な裁判手続きによる再審の開始を求めている。

袴田事件は1966年、清水市(現静岡市清水区)で4人が殺され、強盗殺人などで袴田死刑囚が逮捕・起訴された。袴田死刑囚は公判で無実を訴えたが、80年に最高裁で死刑が確定した。現在静岡地裁に第2次再審請求中。昨年12月には証拠衣類の血痕のDNA型鑑定結果が示され、弁護側推薦の鑑定人が確定判決と異なる鑑定を出した。

アムネスティ・インターナショナル
公正な手続きによる再審開始など求め

記者の目



山口　知（とも）
中部報道センター

執行できぬ死刑、減刑検討を

名張毒ぶどう酒事件から半世紀

半世紀前に三重県名張市で発生した「名張毒ぶどう酒事件」は、名古屋高裁の第7次再審請求差し戻し審で今も審理が続く。無罪を主張する奥西勝死刑囚(86)は、死刑確定から40年間拘置されている。確定後6カ月以内の死刑執行を定める刑事訴訟法と実態がかけ離れているのは、無罪の可能性があり、歴代法相が執行をためらったからだろう。同様のケースは他にもある。長期にわたって死刑執行できない囚人に対する減刑を検討すべきではないか。

毒ぶどう酒事件は1961年3月、名張市の住民懇親会で農薬入りぶどう酒を飲んだ女性5人が死亡した。この懇親会に参加した奥西死刑囚(当時農業)が「妻と愛人(共に事件で死亡)との三角関係を清算しようとした」と自白したため逮捕され、殺人罪などで起訴された。

無罪の可能性ためらう法相

事件自体、悲惨で特異だったが、裁判も「無罪」と「死刑」の両極端に揺れるという異例の展開をたどった。奥西死刑囚は起訴直前に否認に転じ、64年の1審津地裁は無罪。だが、69年の2審名古屋高裁は逆転死刑を言い渡し、72年に最高裁で刑が確定した。

奥西死刑囚は無罪を主張して再審請求を繰り返し、05年、第7次請求で名古屋高裁刑事1部は再審開始を決定した。だが06年に同2部がこの決定を取り消し、最高裁が10年に高裁に差し戻し、審理が続いている。現在の争点は、事件で使われた農薬が奥西死刑囚の自白通りの製品だったかどうかで、結論までには時間がかかりそうだ。

死刑は法相が命令しないと執行できない。一方で、名張事件は日弁連の支援事件となっている。死刑囚らが人権救済申し立てをし、冤罪(えんざい)の可能性があるなどと判断された場合、日弁連が、弁護費用の一部を負担するなどの制度だ。「日弁連が支援する再審請求事件では、法相は命令をためらう」と南山大の丸山雅夫教授(刑事法)らは推測する。背景には「無罪の可能性があるのに執行すべきではない」「執行後に無罪が判明するのを恐れている」などの倫理的、感情的な理由がある、と指摘される。



奥西勝死刑囚の86歳の誕生日に86枚のボードを持ち再審開始と釈放を訴える支援者ら＝名古屋市中区栄で1月14日、大竹禎之撮影

確定後30年以上未執行は4人

法務省によると、11年末現在、国内の確定死刑囚は129人。死刑囚に詳しい市民団体「フォーラム90」によると、確定後、30年以上たっても未執行の死刑囚は、名張事件のほか、第6次再審請求が審理中の「マルヨ無線事件」の尾田信夫死刑囚(65)＝70年確定▽犯行時に心神喪失状態だった可能性がありながら被告が控訴を取り下げた「ピアノ殺人事件」の大浜松三死刑囚(83)＝77年確定▽第2次再審請求が審理中の「袴田事件」の袴田巌死刑囚(75)＝80年確定――がいる。うち「ピアノ殺人事件」以外は、日弁連の支援事件だ。

国際的には「死刑は非人道的」という見解が主流で、死刑廃止国も増えている。国連拷問禁止委員会は07年、日本に対する勧告の中で、確定後30年以上たつ死刑囚がいることと、死刑の減刑例が長年ないことに「深い懸念」を表明した。神奈川大の阿部浩己教授(国際人権法)は同委の勧告について「日本がすぐに死刑を廃止するのは無理でも、前段階として死刑囚に恩赦を検討すべきだと考えたのではないか」と分析する。

一方、日本が批准する国際人権規約は、死刑囚への恩赦について「すべての場合に与えることができる」と定める。だが、日本では死刑囚への恩赦は30年以上例がない。阿部教授は「国連の委員会勧告や人権規約がある以上、日本も死刑囚への恩赦を議論すべきだ」と指摘する。

死刑の廃止は国民的な議論が進んでおらず、時期尚早だ。ならば、長期執行できない死刑囚の減刑を考えるべきではないか。何年執行されなければ減刑するのかという線引きは難しいが、一昨年に仮釈放された無期懲役受刑者の平均受刑期間は約35年、現行法では有期刑の上限は30年で、これらの数字が一つの目安になろう。一方、減刑議論では被害者遺族の心情も考慮せねばならない。

フォーラム90によると、刑確定後30年以上たっても執行されない4人の死刑囚のうち、無罪判決を一度は受けたのも、再審開始決定が出たのも、奥西死刑囚だけだ。支援者によると、高齢の奥西死刑囚は最近、「(再審請求は)これで最後になるかもしれない」と話しているという。

法相が死刑執行をためらうようなケースをこれ以上積み重ねてはならない。さまざまな事情を理由に、長年、死刑を執行できない死刑囚への減刑は、法律と実態の乖離を少しでも解消する策になると思う。

2012・2・16

静岡新聞　3/11　朝刊

袴田死刑囚DNA鑑定決定
来月1日鑑定人尋問

静岡地裁

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁（原田保孝裁判長）は10日、袴田巌死刑囚(75)本人のDNA型と血液型の鑑定を実施することを正式決定した。3月1日に同地裁で鑑定人2人を尋問する。袴田死刑囚の弁護団が明らかにした。

弁護団によると、鑑定人は昨年、犯行着衣とされる衣類のDNA型鑑定を担当した専門家2人。弁護側、検察側双方の推薦に基づき選任された。

鑑定人尋問の際に日程などを決めた上で、袴田死刑囚が収監されている東京拘置所を同時に訪れ、鑑定に必要な検体や血液を採取する見通し。

確定判決で犯行時に袴田死刑囚が着ていたとされた「5点の衣類」を対象にした昨年の鑑定で、白半袖シャツ右肩部分に付着した血痕のDNA型が判明している。今回は、袴田死刑囚本人のDNA型と血液型を新たに調べ、照合する。

衣類が袴田死刑囚のものかどうかを検証する材料になるとして、弁護団が追加鑑定の実施を求めていた。

2012、3/17　朝日　朝刊

袴田死刑囚が姉の面会拒む
東京拘置所

第2次再審請求中の袴田巌（いわお）死刑囚(75)に、姉のひで子さんが16日、東京拘置所で面会を求めたが、実現しなかった。同拘置所によると、袴田死刑囚は「用はない」「行かない」と面会を拒否した。面会は一昨年8月以来、約1年半にわたり実現できていない。

ひで子さんによると、袴田死刑囚は拘禁反応や認知症で、自分の置かれている状況を理解できていない。再審請求では、静岡地裁が弁護団の請求でDNA型鑑定を決め、来月にも袴田死刑囚から任意でDNAを採取するが、袴田死刑囚が応じるかどうかは不明だという。

毎日新聞

23　静岡　静岡中　2012年（平成24年）2月22日（水）

「再審開始の後押しに」
袴田事件署名10万人　姉秀子さんら会見



署名が10万人分を超えたことを報告する袴田秀子さん（左）と救う会の門間幸枝副代表＝静岡県庁で

1966年に清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚(75)の早期再審開始を求め累計で10万人を超える署名を静岡地裁に提出した姉秀子さん(79)と支援団体「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」（東京都）のメンバーらは21日、記者会見を開き、「署名が再審開始の後押しになることを願っている」などと訴えた。

秀子さんは16日に東京拘置所を訪れたが、袴田死刑囚との面会を断られている。袴田死刑囚は認知症の疑いがあり、秀子さんは3月9日にも東京拘置所に面会に訪れ、健康状態の説明を同拘置所に求める予定。【西嶋正信】

毎日新聞

総合　13版　2012年（平成24年）2月22日（水）

◆袴田事件の再審請求署名10万人超す

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された「袴田事件」で無実を訴え、第2次再審請求をしている袴田巌死刑囚(75)の姉秀子さん(79)と支援団体「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」（東京都）のメンバーらが21日、静岡地裁に早期の再審開始を求める署名3万4998人分を提出した。署名の累計は袴田死刑囚自身が望んでいた10万人を超えた。支援者らは91年から10万人を目標に署名活動を始め、今回の提出で計11万6690人分になった。

再審求める署名
計11万6690人分に

袴田死刑囚救う会提出

1966年に旧清水市（現静岡市清水区）で一家4人が殺害された袴田事件で、第2次再審請求中の袴田巌死刑囚(75)を支援している「無実の死刑囚・袴田巌さんを救う会」（東京都）が21日、再審開始を求める請願書を静岡地裁に提出した。

12回目となる今回は3万4998人分の署名を添えた。

93年に初めて提出して以来、計11万6690人の署名を集めたことになり、同会が目標としていた10万人を超えた。

請願書と署名の提出後、会見した袴田死刑囚の姉・ひで子さんは「一日も早い再審開始を願っている」と思いを述べた。

2/22　朝日　朝刊

静岡・袴田事件

袴田巌さんのDNA鑑定へ

静岡地裁

放火と殺人の罪で袴田巌さん(75)が死刑判決を受けている静岡・袴田事件で、袴田さんのDNA型鑑定を実施することが、2月3日の弁護団、裁判所、検察による三者協議で決定しました。

弁護側、検察側双方とも推薦する鑑定人が決まり、3月1日に鑑定人尋問が開かれ、その後東京拘置所で袴田さんのDNAを採取することになります。

昨年おこなわれた血痕鑑定では、袴田さんが犯行時に着用していたとされる衣類の血痕から被害者のDNA型は検出されず、弁護団は「捜査機関によって捏造された証拠であることが明確だ」と指摘していました。確定(有罪)判決で袴田さんの血液だと認定された衣類の血痕について弁護団は、袴田さん本人のDNA型と比較する追加鑑定を求めていました。

救援新聞
2012. 2/25

袴田死刑囚の検体採取へ

再審請求 静岡地裁 DNA鑑定人尋問

旧清水市(静岡市清水区)で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、静岡地裁(原田保孝裁判長)は1日、袴田巌死刑囚(75)本人のDNA型鑑定を実施する鑑定人2人の尋問を行った。鑑定人は7日以降に、必要な検体を袴田死刑囚から任意で採取し、着衣に付いた血痕のDNA型と照合する。

鑑定人は昨年、犯行着衣とされる衣類のDNA型鑑定を担当した専門家2人。尋問後に会見した袴田死刑囚の弁護団によると、2人は同時に東京拘置所に収監されている袴田死刑囚を訪ね、施設の医療従事者の補助で口腔(こうくう)内粘膜の組織を採取する予定。

尋問では、任意での検体採取が困難な場合は、4月に強制的な採取も検討することを確認した。鑑定人2人は、1カ月程度で鑑定が可能との見解を示した。

確定判決で犯行時に袴田死刑囚が着ていたとされた「5点の衣類」を対象にした昨年の鑑定で、白半袖シャツ右肩部分に付着した血痕のDNA型が分かっている。今回の鑑定で、袴田死刑囚本人のDNA型を新たに調べ、同一性を調べる。

3/1 静岡新聞 夕刊

袴田死刑囚DNA任意採取

姉「鑑定結果に期待」

朝日新聞 3/2

袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、DNA型の鑑定の方法が1日、静岡地裁(原田保孝裁判長)であった鑑定人尋問で具体的に決まった。確定判決が犯行時の着衣と認定した「5点の衣類」の血痕のDNA型を鑑定した検察側、弁護側推薦の2人の鑑定人が、本人から採取したDNA型と照合し、一致するかどうかの鑑定を採取から1カ月以内に行うことになった。

DNAは7、14、19日のいずれかに口腔粘膜の細胞から任意で採取する。弁護団長の西嶋勝彦弁護士は会見で「DNA型が一致しないことを確信している」、姉の袴田ひで子さん(79)も「鑑定の結果に大いに期待している」と話した。

袴田死刑囚が拘禁反応などによって任意の採取を拒否した場合、地裁が4月初旬に強制的に血液を採取することも検討する。

3/2 朝日

袴田死刑囚から月内DNA採取

静岡県清水市(現静岡市清水区)で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(75)の第2次再審請求で、袴田死刑囚のDNA型鑑定を嘱託された検察側と弁護側双方の鑑定人の尋問が1日、静岡地裁(原田保孝裁判長)であり、今月中に本人から任意でDNAを採取することを決めた。7、14、19日のいずれかに採取する。弁護団が明らかにした。

袴田死刑囚DNA鑑定 14日にも検体採取

旧清水市（静岡市清水区）で1966年、みそ製造会社専務一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(75)の弁護団は6日、袴田死刑囚本人のDNA型鑑定に向け、鑑定人2人が14日に検体採取を計画していることを明らかにした。

弁護団によると、鑑定人2人は「約1カ月で鑑定が可能」としている。早ければ4月半ばにも鑑定結果が判明する見通し。

2人は東京拘置所を訪れ、施設の医療従事者の補助で、袴田死刑囚の口腔（こうくう）粘膜の組織を採取して持ち帰る予定。

ただ、袴田死刑囚は2010年8月を最後に、外部からの面会申し入れを拒んでいる。本人の協力が得られない場合、地裁は強制的な検体採取も検討する。

鑑定は、細胞の核とミトコンドリアのDNA型を調べる。その上で、犯行着衣の一つとされる白半袖シャツの右肩部分に付いた、袴田死刑囚のものとされる血痕のDNA型と照合し、同一性を判断する。

静岡新聞・朝刊 3/7

袴田事件

「鑑定で全て決まらず」

静岡地検次席検事が見解

「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(75)本人のDNA型鑑定が近く実施されることを受け、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は7日の定例会見で「DNA型鑑定で全てが決まるわけでは必ずしもない」との見解を示した。

静岡地裁は昨年、袴田死刑囚の犯行着衣とされる「5点の衣類」のDNA型鑑定を行った。千葉次席検事は、鑑定人2人の判断が明確には一致しなかったことに触れ、再審開始の可否は「鑑定の精度や信ぴょう性と、他の証拠との総合評価での判断になる」と述べた。

袴田死刑囚本人のDNA型鑑定は、鑑定人2人が14日にも、必要な検体を採取する予定。袴田死刑囚の弁護団は「鑑定で5点の衣類がねつ造された証拠だと明らかになる」と期待している。

3/8 静岡新聞 朝刊

2012年(平成24年)**3月15日** 朝日 朝刊

■袴田死刑囚から鑑定のため採血

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田巌（いわお）死刑囚(76)の第2次再審請求をめぐり、14日、DNA型鑑定のため、東京拘置所（東京都葛飾区）で袴田死刑囚の採血が行われた。

静岡地裁（原田保孝裁判長）の嘱託を受けた弁護側、検察側推薦の2人の鑑定人が今後、この血液のDNA型を鑑定。確定判決が犯行時の着衣と認定した「5点の衣類」のうち、白半袖シャツの右肩部分にあった血痕のDNA型などと照合する。鑑定結果は、1カ月以内に明らかにされる見込みだ。

この日の採血について弁護団は、採血に立ち会った鑑定人から聞いた話として、「東京拘置所の医務官が健康診断として採血し、血液をDNA型鑑定にも使うことを袴田死刑囚に説明し、同意を得た」と説明した。静岡地検は「袴田死刑囚の同意の下、採取が行われたとの報告を受けた」と述べた。

◉袴田死刑囚の血液採取

1966年に静岡県清水市（現静岡市清水区）で4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求で、東京拘置所（東京都葛飾区）は14日、袴田巌死刑囚(76)から血液を採取し、静岡地裁からDNA鑑定を依頼された2人の鑑定人に渡した。有罪の証拠とされた衣類の血痕が袴田死刑囚のものかどうかを調べる鑑定結果は、1カ月以内に同地裁に提出される見通し。

採血には弁護側、検察側がそれぞれ推薦した鑑定人が立ち会った。弁護側推薦の鑑定人から連絡を受けた弁護団によると、袴田死刑囚は認知症の疑いがあるため、東京拘置所の医務官がまず「健康診断」と説明して採血後、DNA鑑定に使う了解を得たという。袴田死刑囚の姉秀子さん(79)は「とてもうれしい。無実の証明に向け大きく前進した」と話した。

3/15 毎日

平成２４年(2012年)３月１５日（木曜日）　　東京新聞

袴田死刑囚の検体採取

第2次再審請求 ＤＮＡ型照合へ



鑑定人による検体採取が終了した後、取材に応じる袴田秀子さん（右）ら＝14日午後、東京・小菅の東京拘置所前

旧清水市（静岡市清水区）で１９６６年、みそ製造会社専務一家４人が殺害された「袴田事件」の第２次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)本人のＤＮＡ型鑑定に向けた検体採取が14日、東京・小菅の東京拘置所で行われた。採取した血液を基に鑑定人２人がそれぞれ鑑定を開始し、１カ月以内に静岡地裁に鑑定書を提出する見通し。

弁護側鑑定人から報告を受けた袴田死刑囚の弁護団によると、同拘置所内の医務室で、鑑定人２人や刑務官の立ち会いの下、医務官が採血の目的などを袴田死刑囚に説明した上で、医務官が血液を採取した。

当初は口腔（こうくう）粘膜の採取が検討されたが、身体的な負担などを考慮し、健康診断の際にも行う採血を選択したという。

認知症の疑いがあるとされる袴田死刑囚は、２０１０年８月を最後に外部との面会に応じていない。任意の検体採取が可能か懸念されていた。弁護団と袴田死刑囚の姉秀子さん(79)は立ち会いを求めたが、地裁が認めていないことを理由に許可されなかった。

鑑定は、袴田死刑囚の血液から細胞の核とミトコンドリアのＤＮＡ型などを調べる。その上で、犯行着衣の一つとされる白半袖シャツの右肩部分に付いた、袴田死刑囚のものとされる血痕のＤＮＡ型と照合し、同一性を判断する。

弁護団の村崎修弁護士は「鑑定で証拠のねつ造がはっきりし、(地裁は)再審を開始せざるを得ないはず」と述べた。

秀子さんは検体採取の直後に面会を申し入れたが、袴田死刑囚が応じないとして実現しなかった。それでも「(袴田死刑囚が)素直に応じて採取ができ、少し安心した。再審に向けて2歩も3歩も進んだ」と期待した。

朝日 3/15

袴田死刑囚から鑑定のため採血

第2次再審請求

静岡県清水市（現静岡市清水区）で1966年、一家4人を殺害したとされる袴田巌死刑囚(76)の第2次再審請求をめぐり、14日、DNA型鑑定のため、東京拘置所（東京都葛飾区）で袴田死刑囚の採血が行われた。

静岡地裁（原田保孝裁判長）の嘱託を受けた弁護側、検察側推薦の2人の鑑定人が今後、この血液のDNA型を鑑定。確定判決が犯行時の着衣と認定した「5点の衣類」のうち、白半袖シャツの右肩部分にあった血痕のDNA型などと照合する。鑑定結果は、1カ月以内に明らかにされる見込みだ。

弁護側はこれまで、5点の衣類は「捜査機関の捏造」と主張しており、シャツの血痕が袴田死刑囚のものではないと立証して再審開始につなげたい考え。事件時、袴田死刑囚は右肩にけがをしていた。

この日の採血について弁護団は、採血に立ち会った鑑定人から聞いた話として、「東京拘置所の医務官が健康診断として採血し、血液をDNA型鑑定にも使うことを袴田死刑囚に説明し、同意を得た」と説明した。

静岡地検は「袴田死刑囚の同意の下、採取が行われたとの報告を受けた」と述べた。

朝日新聞　夕刊　3/15　第3種郵便物認可

袴田死刑囚から採血

「無実」姉ら期待

鑑定結果1カ月以内

東京拘置所（東京都葛飾区）の袴田巌死刑囚(76)から14日、DNA型鑑定に必要な採血ができたことを確認し、姉のひで子さん(79)は「再審開始へ2歩も3歩も前進した」と喜んだ。弁護団も「DNA型鑑定で、袴田死刑囚の無実が明らかになる」と期待を膨らませた。鑑定結果は1カ月以内に明らかにされる見込みだ。

弁護団は、採血に立ち会った鑑定人から「袴田死刑囚は元気そう」と連絡を受けたことも明らかにした。ただ、ひで子さんや弁護団が申し入れた面会は、同拘置所から「『行かない』と言っている」と伝えられ、実現しなかった。



袴田死刑囚から採血できたことを喜ぶ姉のひで子さん（右）と弁護団＝東京拘置所

弁護団によると、採血には、静岡地裁（原田保孝裁判長）がDNA型鑑定を嘱託した弁護側、検察側推薦の鑑定人2人が立ち会った。

弁護団は立ち会いが地裁に許可されず、「公正な採取のためにも認められるべきだ。裁判所の判断は認められない」と批判した。

この日の採血について弁護団は、採血に立ち会った鑑定人から聞いた話として、「東京拘置所の医務官が健康診断として採血し、血液をDNA型鑑定にも使うことを袴田死刑囚に説明し、同意を得た」と説明した。静岡地検は「袴田死刑囚の同意の下、採取が行われたとの報告を受けた」と述べた。



東京拘置所を訪れた後、報道陣の質問に答える袴田死刑囚の姉秀子さん

姉秀子さん「ホッとした」

袴田死刑囚再審請求　DNA検体採血で

1966年に清水市（現静岡市清水区）で4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求で14日、DNA型鑑定のため袴田厳死刑囚(76)から血液が採取された。採血に立ち会った弁護側推薦鑑定人からは「元気だった」と伝えられ、袴田死刑囚と1年半面会できていない姉の秀子さん(79)は「ホッとした」と話した。

DNA型は当初口腔粘膜から採取する予定だったが、DNA型を検出しやすい血液の採取に袴田死刑囚が応じたため、変更された。「健康診断」と東京拘置所の医務官から説明され、抵抗はなく順調に採血できたという。

秀子さんは2日続けて東京拘置所を訪れたが、袴田死刑囚が部屋から出てこないため、面会はできなかった。秀子さんは15日も面会を申し込む予定で、「早く（DNA鑑定の意味を）巌に伝えてあげたい」と話した。

この日、東京拘置所は袴田死刑囚の健康状態について「血圧が少し高くなった以外は以前と変わらない。認知症や糖尿病の疑いがある」と秀子さんに説明した。

【平塚雄太、西嶋正信】

毎日　3/15

年(2012年)3月15日　木曜日　産経新聞

袴田死刑囚の血液採取

DNA型追加鑑定実施へ

旧清水市（現静岡市）で昭和41年、みそ会社の一家4人が殺害された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)に対するDNA型追加鑑定のため、鑑定人が14日、収容先の東京拘置所を訪れ、袴田死刑囚から血液の提供を受けた。弁護側が明らかにした。

血液の採取は弁護側、検察側双方の鑑定人立ち会いの下、拘置所の医務官が行った。双方の鑑定人が持ち帰り、犯行時の着衣とされる「5点の衣類」のうち、半袖シャツの右肩部分に付着するB型の血痕が、袴田死刑囚のDNA型と一致するかを照合する。鑑定結果は1カ月以内に地裁に報告される。

弁護側によると、医務室で7、8人が立ち会い、医務官が「健康診断を行います。血液はDNA型の判定にも使います」と説明した後に採取。鑑定人は、「受け答えがはっきりしていて、元気な様子だった」と話していたという。

当初は口腔粘膜と血液を両方採ることも検討されたが、より負担が少ない血液採取を選択した。



袴田巌死刑囚への血液採取が終了後、記者団の質問にこたえる姉、秀子さんと弁護士＝東京都葛飾区の東京拘置所前

袴田死刑囚の姉、秀子さん(79)は、「（再審開始に向け）2歩も3歩も進んだ」と今回の血液採取が実施されたことを喜んだ。また、採取後に面会に訪れた際、「約1年半面会できていないが、（元気で）良かった」と話していた。

一方、地検側は、「5点の衣類」に付着した血痕が被害者のものかをどうかを調べた前回の鑑定では、双方の鑑定人で見解が分かれたため、「DNA型鑑定の精度や信憑性も検証すべきだ」と主張している。

新聞　中日　3/15

袴田死刑囚から採血

DNA型 来月中旬までに分析

袴田事件の第二次再審請求審で、東京拘置所（東京都葛飾区）に収監中の袴田巌死刑囚（七三）が十四日、自身のDNA鑑定をするための血液採取に応じた。死刑囚の弁護団が明らかにした。静岡地裁の委嘱を受けた鑑定人二人が四月中旬までに血液を分析し、犯行時に着ていたとされる半袖シャツの血痕と同一のDNA型か調べる。

弁護団によると、鑑定人二人の立ち会いで拘置所の医務官が採血した。二人は血液を持ち帰り①袴田死刑囚のDNA型と血液型②シャツの血痕が同死刑囚の血である可能性―の二点を調べる。一カ月以内をめどに鑑定書を地裁に出す。

弁護団の村崎修弁護士（五九）によると、医務官は「健康診断で採血する。血液はDNA鑑定にも使う」と袴田死刑囚に説明。死刑囚は「分かった」と話した。

半袖シャツは、袴田死刑囚が犯行時に着ていたとされる「五点の衣類」の一つ。同じ鑑定人二人が昨年、血痕のDNA型を調べ、シャツの右肩の血痕から、被害者と別人とみられるDNAを検出した。一九八〇年の確定判決は、この血痕を、右肩にけがを負った死刑囚本人のものと断定しているが、今回の鑑定で再検証する。

認知症の症状や拘禁反応が見られるが、素直に協力したという。村崎弁護士は「ホッとしている。鑑定結果により無実が証明されるだろう」と強調した。

一方、袴田死刑囚の姉秀子さん（七九）はこの日、死刑囚との面会を申請したが、拒否され実現しなかった。秀子さんは「鑑定人の話では、元気そうだったらしい。拘置所以外の人が無事を確認できて良かった」と話した。

袴田死刑囚の刑執行停止を アムネスティ要請

清水市（現静岡市清水区）で一家四人が殺害された「袴田事件」で、袴田巌死刑囚（七三）の支援者や、国際人権団体アムネスティ・インターナショナル日本は十五日、刑の執行停止や早期の再審開始を法務省に要請した。

死刑囚の姉秀子さん（七九）や、アムネスティの若林秀樹事務局長（五七）らが法務省を訪れ、稲田伸夫刑事局長と会談。アムネスティが昨年十二月から集めた再審開始を求める千五百三十一人の署名と、小川敏夫法務相あての要請書などを手渡した。

支援者らは拘禁反応や認知症の症状がみられる袴田死刑囚に適切な治療をすることや、心神喪失状態と認定して死刑執行を停止するように求めた。

秀子さんは要請後「今日までの三日間、東京拘置所を毎日訪れたが面会はできなかった。本人は理解できない状態かもしれないが、面会して、再審に近づいていることを伝えたい」と話した。



署名を手渡すアムネスティの若林事務局長（左から2人目）や秀子さん（同3人目）＝15日、東京都千代田区の法務省で

3/16 中日

東京　朝日　茨城　産経
平成24年(2012年)3月16日(金曜日)　B　社会　(30)

袴田事件

再審早期開始を

国際人権団体など　法相に要請文提出

「袴田事件」の第2次再審請求に関連し、国際的な人権団体アムネスティ・インターナショナル日本の関係者が15日、袴田巌死刑囚の姉秀子さん(79)や県内外の支援団体とともに法務省を訪れ、再審の早期開始を求める1538人分の署名と要請文を提出した。

要請文は小川敏夫法相、笠間治雄最高検察庁検事総長宛てで、公正な裁判の国際基準を満たす手続きに沿って再審を実施すること、再審請求の審理で証拠の開示に協力することなどを求める内容。

提出後、同団体の若林秀樹事務局長は「死刑廃止の関心が高まる中、欧州でも袴田事件は注視されている」と強調した。一方、秀子さんはDNA鑑定のための袴田死刑囚の血液採取が前日に行われたことを振り返り、「再審開始に向けて一歩ずつ進んでいる。なるべく早く鑑定結果を出してほしい」と話した。この3日間連続して東京拘置所を訪れたが、面会が実現しなかったことにも触れた。

毎日新聞
27　静岡　静岡中　2012年(平成24年)3月22日(木)

血痕DNA鑑定の信ぴょう性に疑問

袴田事件再審で地検次席検事

1966年に清水市(現静岡市清水区)で4人が殺された「袴田事件」の第2次再審請求で、袴田巌死刑囚(76)のDNA型鑑定が行われていることについて、静岡地検の千葉雄一郎次席検事は21日の定例記者会見で、「(照合する衣類の血痕が古いので)信ぴょう性を判断するにはかなり慎重な検討が必要で、結果が出たからといって直ちに何か決まるかというとそういう話ではない」と述べた。

昨年12月に発表された被害者のDNA型鑑定結果では、検察側推薦の鑑定人と弁護側推薦の鑑定人とで結果が食い違った。千葉次席検事は、検察側と弁護団が共に鑑定人に質問する機会を設けるべきだとの考えを示した。【平塚雄太】